

日本美術院第二部成立前後

田邊三郎助

1. 排仏棄釈（明治元年）と“集古館献言”（明治4年）

- 明治4年（1871）太政官布告「古器旧物保存方」
- 同5年 文部省博物館の湯島聖堂博覧会
- 同年 “壬申検査”
- 同12年 内務省発議「社寺什宝永世保存之儀」

2. 第一回観古美術会開催の意義（明治13年）

- 明治14年（1881）『観古美術会聚英』
- 同20年 龍池会による京都「新古美術会」
- 同21年 森田思軒「奈良の古美術」（『郵便報知新聞』）

3. フェノロサと天心

- 明治11年（1878）フェノロサ来日
- 同17年 フェノロサの「社寺什物処分之義ニ付伺」
- 同18年 法隆寺夢殿救世観音像開扉（フェノロサ、天心、ピゲロー等）

4. 臨時全国宝物取調局の設置（明治21年）

- 明治17年（1884）鑑画会結成（フェノロサ、天心、河瀬秀治等）
- 同18年 文部省図画教育調査会が図画取調掛へ変身（狩野芳崖、藤田文蔵が加わる）
- 同19年 第二回鑑画会大会に総理大臣兼宮内大臣伊藤博文訪問
- 同20年 東京美術学校創立
- 同21年 博物館が内務省から農商務省、宮内省に移り、同省図書寮付属となる。
図書頭九鬼隆一、仕事は「古器物書画ノ保存及ヒ美術ニ関スル事」
- 同22年 東京のほか京都・奈良に帝国博物館設置決定（開館は奈良が28年、京都が30年）

5. 古社寺保存法の制定（明治30年）

- 明治28年（1895）衆議院で「古社寺保存に関する建議案」審議
- 同年 京都府社寺掛の平等院鳳凰堂修理（監督は京都市美術工芸学校長・今泉雄作）

- 同29年 奈良県で有志58名による「古社寺保存ノ請願」貴族院・衆議院へ提出
同年 内務省社寺局に「古社寺保存会」設置、国宝指定始まる（九鬼会長以下、山高、岡倉、黒川、橋本、伊東等）
同30年2月 中尊寺金色堂内諸仏及び宝物の修理（東京美術学校関係者による）
同年3月 「古社寺保存法」公布

6. 日本美術院設立（明治31年）とその修理事業

- 明治31年（1898）“東京美術学校事件”（同年3月天心美術学校長職非職）
同年6月 和歌山県下宝物修理開始（新納忠之介、六角紫水以下、岡部、関等。監督・高村光雲、川崎千虎）
同年7月 日本美術院創設
同32年 大阪府下、広島、滋賀県下宝物修理
同33年 同じく大阪、広島宝物修理
同34年 静岡、神奈川、香川各県下宝物修理（多くは日本美術院、一部東京美術学校が受負う）
同年9月 日本美術院と東京美術学校の和解成立（修理担当者は自由に両者の間を動く）
同年11月 新納忠之介東大寺大仏殿脇に所帯を持つ（この頃、天心・新納間のエピソード）
同35年 東大寺法華堂諸仏の修理開始、次いで奈良県下の諸大寺の修理始まる
同36年 奈良・京都の諸大寺の修理、5月東大寺法華堂諸仏修理完成

7. 日本美術院第二部の成立（明治39年）と活動

- 明治37年（1904）日露戦争始まる
同39年7月 日本美術院改組。 同年夏、ラングドン・ウォーナー来日。秋、新納宅に寄寓。
この頃より天心、ボストン美術館のため美術品収集に奔走（中国、欧米等出張）
同40年 法隆寺・平等院等18件修理
同43年 新納忠之介、古社寺保存会委員となる
同45年 福岡県等畿外の諸県下宝物類の修理も始める
（この期間の修理はほとんど美術院第二部の仕事となる）
大正12年（1913）天心没
同13年 天心一周忌に第一部、二部完全に分立。第一部は「再興日本美術院」として、第二部は「美術院」（通称「奈良美術院」）

◎明治40年代は「古社寺保存会」の国宝決定以後の修理の流れが、補助金を支出する内務省、特に担当官の中川忠順（天心の最も信頼する弟子）と施工する側の日本美術院第二部その長である新納忠之介と、両者の調停役としての古社寺保存会委員である岡倉天心という三者によって形成されていた。

日本美術院規程

日本美術院第一部組織並規程

第一条 日本美術院は本邦美術の系統を保持し其特質に基き之れが開導を図るを目的とす。
第二条 本院會員を左の諸種に分つ。

正員
副員

以上技藝専門家并に美術上に學識経験ある者。

研究會員

本院に就て技藝を研究せんと欲する者。

名譽贊助會員

特別贊助會員

贊助會員

本院專業を翼賛し金員物品其他贊助をなす者。

第三条 日本美術院に第一部及第二部を置く。但し將來他の部門を設くることあるべし。
第四条 日本美術院第一部は繪圖并に之に聯関せる技藝に従事する所とす。
第五条 日本美術院第二部は彫刻并に之に聯関する技藝に従事する所とす。
第六条 日本美術院第一部并に第二部は左の事業に従事す。

技藝研究
技藝教育
依囑製作
作品展覽

第七条 第一部及第二部の専任者を置き會員中より主幹之を囑托す。
第八条 第一部第二部は各自独立の経営となし經濟其他の責任は該部専任者に於て之を負担するものとす。
第九条 日本美術院の會員は各部門の専任者の評議に依り入会を許すものとす。
第十条 第一部第二部の組織及細則は別に之を定む。
第十一条 本院に左の役員を置く。

主幹 一名
事務員 若干名

第十二条 本院第一部は当分之れを東京市に置き第二部は当分之れを奈良市に置く。

第一条 日本美術院第二部は当分之れを奈良市東大寺勸学院内に置く。
第二条 本部は当分左の事業に従事す。

(一) 国宝修繕
(二) 依囑製作

第三条 社寺国宝修繕の結約を初め本部の事業は總て日本美術院第二部の名義を以てす。
第四条 本部に左の役員を置き日本美術院主幹之れを囑托す。

監督 一人
工事主任 一人若くは數人
工事担任 若干人
會計主任 一人
書記 二人
内一人は會計主任を兼任するを得。

第五条 監督は本部を代表し工事を統督し依任範圍内に於て日本美術院主幹の職務を行ふ。
第六条 国宝其他重大の工事に關しては日本美術院主幹は別に工事監督者を囑托することあるべし。
第七条 監督は毎工事の始めに於て其計畫並に經費予算を主幹に提出し其同意を得、工事結末に於て其報告をなすべし。

第八条 監督は會計主任に命じ帳簿を整理し何時に於ても閲覧に便ならしむべし。
第九条 国宝修繕に關する會計は全く別途となし他の經費と混同すべからず。

第十条 国宝修繕に關して担任技師に於て最も鄭重の取扱をなすは勿論、監督に於て平常工事を臨檢し斷じて罷止することあるべからず。

第十一条 国宝修繕會計に關する内規は別に之れを定む。

国宝修繕會計内規

第二部ニ於テ

- 一 社寺国宝修繕費ヲ請求スル場合ニハ日本美術院主幹ノ捺印ヲ受クヘク
- 一 社寺ヨリ受入レタル現金ハ之ヲ主幹ニ於テ保管シ第二部會計監督ノ請求ニ依リ隨時支出スルモノトス
- 一 美術院主幹ハ本院事務所共通費トシテ修繕費百分ノ三ヲ收入スルモノトス
- 一 修繕費ニ純益アリタル場合ニ於テハ其三分ノ一ヲ積立金トシ主幹ニ於テ之ヲ保管(ス)
- 一 修繕費ニ不足アリタリトキハ積立金ヨリ監督ノ請求ニ依リ之ヲ支出スルモノトス